コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　ASANUMA CORPORATION

最終更新日：2015年5月27日
株式会社　浅沼組
代表取締役社長　浅沼　健一
問合せ先：本社企画部
証券コード：1852
http://www.asanuma.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営管理組織の充実を経営の最重要項目の一つと認識し、経営上の最高意思決定機関としての取締役会ならびに監査機関としての監査役会を中心に、経営上の重要事項の迅速かつ的確な判断と厳格な経営監視体制の確立、経営の透明性・公平性の確保等に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
浅沼組弥生会持株会	3,892,789	5.12
株式会社三井住友銀行	3,775,578	4.96
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,391,166	4.46
浅沼組自社株投資会	1,879,417	2.47
浅沼健一	1,745,450	2.29
浅沼誠	1,358,883	1.79
浅沼一夫	1,350,301	1.77
神林忠弘	1,321,000	1.74
三井住友海上火災保険株式会社	1,244,000	1.63
株式会社南都銀行	1,235,991	1.62

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 割合については、自己株式（1,291,418株）を控除して算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より監査計画や実施状況について説明を受け、毎四半期ごとの期中、期末の監査に立会い、情報の共有化や意見の交換を行うことにより会計監査人との連携をとっております。また、取締役、監査役、会計監査人による監査報告会を1年に1回以上開催し、連携を取るようにしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石島 隆	公認会計士													
山脇 衛	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石島 隆	○	―――	当社の業務執行の適正性確保のため、公認会 計士の経験及び知見を有し、大学院教授として公正・公平な立場で、監視・監査していただくため。
山脇 衛	○	―――	当社の業務執行の適正性確保のため、弁護士 の経験及び知見を生かし、監視・監査していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社においては、特にインセンティブが有効であるとは考えていないためです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は1億円以上の報酬を得ている取締役は存在しないので、個別開示は行っておりません。平成26年3月期の取締役報酬は、支給対象者が8名、支給総額が68百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、全員の報酬総額の最高限度額を、株主総会の決議により決定しております。個々の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、取締役の職務と使用人の給与のバランスを考慮し決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

本社のコーポレートガバナンス事務局(総務部)や内部監査担当者との連携を図るとともに、専任の事務補助員を配置し、適切な情報伝達等に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
取締役会は原則として毎月1回その他必要に応じて開催しており、経営方針および取締役会規則に規定された決議事項を審議するとともに決議し
ており、その際積極的に監査役の意見を求め、関係法令等の遵守や運営の透明性を高めております。また代表取締役の諮問機関として経営会議を組織し、原則として毎月2回開催し、経営に関する重要事項の原案を作成し、社長に提言を行っております。なお経営上の意思決定の迅速化と業務執行の明確化を目指して、平成１６年６月より執行役員制度を導入しております。
2. 監査役会
監査役会は原則として毎月1回その他必要に応じて開催しており、監査方針や監査計画等の監査に関わる重要事項を審議し、決議を行っております。また、取締役会に出席し取締役の職務執行に関する監査を行うとともに、会計監査人と適時意見交換を行い、監査室、コンプライアンス室から報告を受けるなど、ヒアリングの場を設け監査の効率化を目指しております。
3. 会計監査人
当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し、会計に関する監査を受けるとともに監査役および監査室が会計監査人と連携を取り、会計における適正性の確保を図っております。平成25年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、荒井憲一郎氏、村上和久氏の2名であり会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他11名であります。なお、新日本有限責任監査法人とは、その前身であるセンチュリー監査法人時代から継続して監査を受けております。
4. 内部監査 コンプライアンス体制
社長直属の監査室を設け、企業内活動における内部統制の有効性についての評価・検証・是正指導等を行っており、監査時に得た情報を有効に活用するため、監査役や会計監査人と情報交換を行っております。また社長直属のコンプライアンス委員会及び、コンプライアンス室を設け、法令遵守の基本的施策の作成、研修等を行い、企業行動規範やコンプライアンス宣言に基づいた法令遵守、誠実な事業活動の徹底に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は6名で構成されており、迅速かつ的確な意思決定をおこなうことができる適正な規模と考えています。取締役会は、毎月１回以上開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要事項に関する決議を行っています。
また、監査役制度を採用しており、監査役(社外監査役を含む)の取締役会への出席をはじめ、監査役の監査の実施、並びに監査法人(新日本有限責任監査法人)による会計監査と内部統制システムへの監査を受けており、経営の健全性の維持・向上に努めています。
客観的・中立的監視機能としては、独立役員を2名選定し、監査役の独立性・公平性を高めており、業務の実態を正確に把握し、経営の健全化に資するための監査室およびコンプライアンス室の体制を整備し、経営監視の強化に努めております。
これらのことから、実効性のある経営監視機能は確保されていると考えており、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当事業年度中の第79期定時株主総会に係る招集通知は、平成26年６月９日（法定期日より3営業日早期）に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成26年3月期決算における集中日（平成26年6月27日）を回避し、前日である26日開催としております。
その他	招集通知を社外ウエブサイトへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、その他の適時開示資料を当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンス宣言」「経営方針」において、ステークホルダーから信頼されるよう、コンプライアンスの徹底を宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「人と環境を大切にする創環境企業」として、持続的成長を目指し、積極的にCSRに取り組んでおります。 当社は2005年度より「環境報告書」を発行し、当社がどの様にして「環境保全に対する責任」を果たしてきたかを報告しておりました。2009年度からは、名称を「環境・社会報告書」に変更すると共に、当社の社会に対する責任についての記載を充実してまいりました。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は平成18年5月10日開催の取締役会において内部統制システムの導入を決議し、また平成27年4月21日開催の取締役会において基本方針の一部を改正し、以下のとおり定めております。
(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1　企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程、取締役会規則、執行役員規則等を整備する。
2　コンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を設置し、内部通報制度を構築する。
3　内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
4　監査室を設置し、業務活動が法令等に準拠しているか等を客観的に評価し、改善・提言を行うことを目的とする内部監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規則、稟議規程等に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて検証、規程等の見直しを行う。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業推進に伴う損失の危険の管理については、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行い、業務に係る最適な管理体制を構築する。
1　日常業務に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署で対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議し、適切な対策を講じる。
2　突発的に発生する災害等に伴うリスクについては、危機管理の手引き等に基づき対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1　取締役会は原則月1回開催し、また必要に応じて随時開催する。なお開催困難な場合は、書面決議ができるものとする。なお、重要案件については社長の諮問機関である経営会議に諮り、事前に検討し取締役会に上程する。
2　経営上の意思決定と業務執行の明確化を目指して執行役員制度を採用する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1　関係会社にも当社の企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程等を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についてもその通報窓口を関係会社にも開放し、これを関係会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
2　当社は、関係会社管理規程に基づき関係会社の業務執行を管理し、関係会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとする。
3　関係会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。
4　当社と関係会社との間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、「監査役補助者」という)を置くことを求めた場合における監査役補助者に関する事項
取締役会は監査役会と協議し、職務を補助すべき監査役補助者を置く。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者を置く場合は、監査役補助者の任免・評価等について常勤監査役の同意を得るものとする。

(8) 監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助者を置く場合は、監査役補助者に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

(9) 監査役への報告に関する体制
1　代表取締役及び取締役は、取締役会において担当業務の執行状況について監査役に報告する。
2　取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、監査室が実施した内部監査結果、内部通報があった法令等の違反については、速やかに監査役に報告する。

(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1　監査役は、監査役監査基準に基づき適切な運営を行うとともに、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席する。
2　監査役は、業務執行に関する重要な文書を随時閲覧し、必要に応じ取締役、使用人に対し説明を求めることができる。
3　監査役と会計監査人及び監査室は相互に連携し、必要に応じて意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的考え方
1.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たない。
2.反社会的勢力からの不当な要求には妥協せず、毅然とした態度で対応する。
3.反社会的勢力へは組織として対応する。
整備状況
企業行動規範において「反社会的行為の根絶」を定めております。また、大阪、東京、名古屋の各本支店に専門の担当者を配置して情報の収集に努め、企業防衛懇談会に加盟して研修会等にも参加しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

